

【緊急耐震対策事業フロー】

無料耐震診断の実施

三重県木造住宅耐震診断マニュアルまたは財団法人日本建築防災協会の発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法または精密診断法1に基づき、市内に存する木造住宅で次に掲げる要件に該当するものに対して行う耐震診断

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された（着工含む）木造住宅であること。
- ② 階数が3以下であること。
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法であること。
- ④ 共同住宅又は長屋にあっては、この事業を利用することについて、入居者全員の承諾を得たものであること。
- ⑤ 併用住宅にあっては、床面積の1/2以上が居住の用に供されていること。



耐震診断の結果、評点0.7未満の住宅

耐震補強工事をするか？ 除却工事をするか？

除却をする

【補強計画費補助制度】 (判定に要した費用を含む)

評点0.7未満と診断された住宅を1.0以上に補強するための計画に係る費用に対する補助

・ 補助金の上限24万円

耐震補強工事をするか？ 除却工事をするか？

除却をする

【耐震補強補助制度】

当該費用の2/3

評点0.7未満と診断された住宅を1.0以上に補強するための工事に係る費用に対する補助

上限は下記のとおり

【100㎡以上】 ・ 補助金の上限120万円

[30万円加算分含む]

【100㎡未満】 ・ 補助金の上限105万円

[30万円加算分含む]

※ 工事費用の11.5%が補助金として加算されます。

【除却工事費補助制度】

評点0.7未満と診断された住宅を除却するための工事に係る費用に対する補助

当該費用の2/3

・ 補助金の上限30万円

【リフォーム工事補助制度】

当該費用の1/3

耐震補強工事と同時に行う場合に対象 補助金の上限20万円

※ 県内に本店・支店等を有する事業者が対象

・ 市内に本店・支店等を有する事業者が施工する場合は

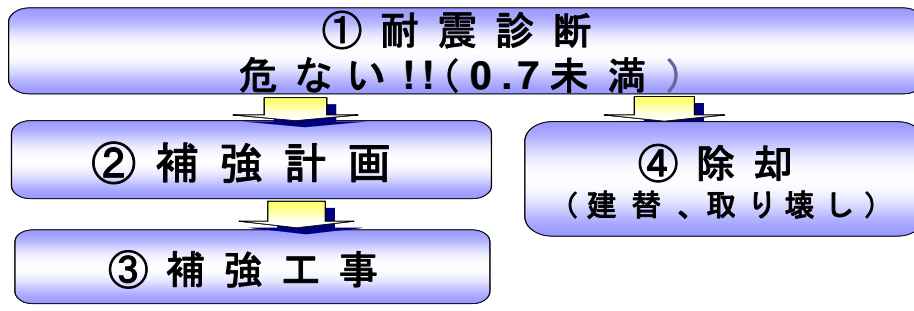
更に 補助金の上限20万円の加算対象となります

木造住宅の耐震化

亀山市の木造住宅耐震化補助制度

亀山市には市独自の補助制度があります
ご活用いただき、住宅の耐震化を図ってください

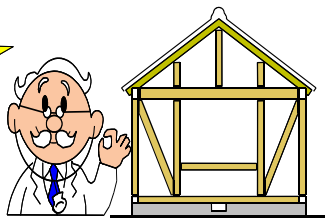
木造住宅耐震化事業の流れ



木造住宅耐震診断事業

対象:昭和56年5月31日以前に
建築された木造住宅

無料



木造住宅耐震補強計画事業(設計)

対象:耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅
で評点を1.0以上にするための計画(設計)

補助金額
計画に係る費用

上限 24 万円

木造住宅耐震補強事業(工事)

対象:耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅で
評点を1.0以上にするための工事

補助金額
工事に係る費用の2/3の額

100 m ² 以上の木造住宅	120 万円 + α [30 万円加算分含む]
100 m ² 未満の木造住宅	105 万円 + α [30 万円加算分含む]

※ 工事費用の 11.5 %が補助金として加算されます。

木造住宅除却事業

対象:耐震診断の評点が0.7未満であった
木造住宅を取り壊すための工事

補助金額
工事に係る費用の2/3の額

上限 30 万円

【リフォーム工事補助制度】 ※ 県内に本店・支店等を有する事業者が対象

工事に係る費用の1/3の額

耐震補強工事と同時に行う場合に対象

補助金額 上限 20 万円

市内に本店・支店等を有する事業者が施工する場合

更に

補助金額 上限 20 万円 加算対象 となります

申請・問合せ先 亀山市危機管理局(84-5035)